

2021 年 4 月 19 日 全 5 頁

気候変動に関する EU タクソノミーの細則案

経済活動数は拡充されるも、いくつかの議論は棚上げ状態

金融調査部 SDGs コンサルティング室 兼 政策調査部 研究員 田中大介

[要約]

- 2020 年 11 月、環境的にサステナブルであるか否かを判断する際に参照される EU タクソノミーについて、気候変動緩和と気候変動適応に関する具体的な基準を示した細則案が公表された。
- この細則案では、閾値等の基準が示された 2020 年 3 月公表の TEG (Technical Expert Group) の最終報告書に比べ、サステナブルとされる経済活動数は拡充されたが、いくつかの議論は「棚上げ」されている。このうち、社会面のタクソノミー、ブラウンの判断基準の創設可否などについては 2021 年中にレポートが公表される見込みである。

1. EU タクソノミーの位置づけと概要

環境的にサステナブルであるか否かを判断する EU タクソノミーは、2018 年 3 月に公表されたサステナブルファイナンス行動計画 (Action Plan: Financing Sustainable Growth) の根幹を担っている。この計画は環境的にサステナブルである経済活動へ資金の流れを誘導することを目的としており、EU タクソノミーはその判断基準に相当する (図表 1)。

EU タクソノミーは以下 4 つの条件から成っており、環境的にサステナブルな経済活動と見なされるためにはすべての条件を満たすことが求められる。

- ① 環境目的 (「気候変動緩和」「気候変動適応」「水・海洋資源の持続可能な利用および保護」「サーキュラーエコノミーへの移行 (廃棄物の抑制や再利用を含む)」「汚染の防止と管理」「健全な生態系システムの保全」) のうち、1 つ以上に実質的に寄与すること
- ② 他の環境目的を著しく害さないこと (DNSH: Do No Significant Harm)
- ③ 最低限の社会面の保障措置 (ミニマムセーフガード) を遵守すること
- ④ 欧州委員会が指定した技術的なスクリーニング基準を満たすこと

図表 1 サステナブルファイナンス行動の概要

サステナブルな活動を分類できるシステムを構築する（タクソノミーの策定）
グリーンファイナンス商品の基準および認証（EUエコラベル）を作成する
サステナブルなプロジェクトへの投資を促進する
投資アドバイスにサステナビリティを組み込む
サステナビリティに関するベンチマークを開発する
外部機関の信用格付やリサーチにサステナビリティをより組み込む
機関投資家とアセットマネージャーのサステナビリティに対する義務を明確にする
金融機関の健全性要件にサステナビリティを組み込む
情報開示、会計報告に関するルール作りにおいて、サステナビリティの要素を強める
サステナブルなコーポレート・ガバナンスを促進し、資本市場における短期志向を抑制する

（出所）European Commission “Action Plan: Financing Sustainable Growth”（2018年3月8日）より大和総研作成

この EU タクソノミーを巡っては、サステナブルファイナンス行動計画の公表以降、多くの議論が重ねられてきた（図表 2）。そのうち注目すべきは、タクソノミーの条件①②に関する閾値等の具体的な基準が示された TEG（Technical Expert Group）の最終報告書¹、そして 2020 年 11 月に公表された細則案 “Draft delegated regulation Annex – Ares(2020)6979284” だろう。

図表 2 EU タクソノミーに関する議論の進捗

時期		公表主体	内容
2018年	3月	欧州委員会	サステナブルファイナンス行動計画
	5月	欧州委員会	サステナブルファイナンス関連法案（EUタクソノミー、開示規制、気候変動ベンチマーク規制など）
2019年	12月	欧州委員会	EUタクソノミーに関する政策合意
2020年	3月	TEG（Technical Expert Group）	EUタクソノミーに関する最終報告書
	6月	欧州議会・欧州理事会	EUタクソノミーの官報
	11月	欧州委員会	EUタクソノミーの細則案

（注）図表中の赤色部分は、EU タクソノミーにおける具体的な閾値の設定等に係る公表物を指す。

（出所）各種資料より大和総研作成

EU タクソノミーの適用対象は、EU 域内の制度・措置や金融市場参加者、企業等であるが、域内の資産運用者等を通じて間接的に EU 域外へ影響を与え得る。サステナブルファイナンス行動

¹ 最終報告書の要点については、田中大介「新タクソノミーで提唱された“brown”の定義」（大和総研レポート、2020年5月8日）を参照。

計画の一部には、サステナブル開示規制が含まれているためである。詳細な説明は省くが、例えば EU 域内の機関投資家の運用ポートフォリオに占めるサステナブルな経済活動の割合を示す等の制度導入が予定されている²。機関投資家はこの開示規制に対応するため、EU 域内外を問わず、投資先企業の経済活動が EU タクソノミーに照らし合わせてサステナブルか否かを判断することとなる。行動計画の目的がサステナブルな事業への資金誘導であることから³、EU 域内の機関投資家による ESG 投資の残高またはその比率の上昇などに伴って、サステナブルでないと判断される経済活動を有する投資先企業に対して、投資ウェイトの引き下げまたは投資対象からの除外などの投資判断が行われる可能性もあろう。加えて、EU タクソノミーが国際的なスタンダードとなる可能性もゼロではないため、日本企業にとっても「他人事」ではない。

2. TEG の最終報告書と細則案の違い

先述の細則案は、TEG の最終報告書から以下の点が変更・拡充された。

- A) 既存セクターの経済活動数の拡充
- B) 新規セクターの追加
- C) 閾値等の基準の厳格化

A) 既存セクターの経済活動数の拡充に加え、B) 新規セクターの追加も合わせると、気候変動緩和における経済活動数は 70 から 90 へ、気候変動適応は 68 から 98 へそれぞれ増加している（図表 3）。なお、新規セクターとして、「専門・科学技術」「金融・保険」「教育」「健康・社会福祉」「芸術・エンターテインメント」が新設された。

C) 閾値等の基準の厳格化について、例えば、タクソノミーの条件①⁴で気候変動緩和に寄与するとした際の、建設物の取得・所有（Acquisition and ownership of buildings）の閾値等は図表 4 の通りである。

大きく変わっているのが、2020 年 12 月 31 日より前に取得した建物に関する閾値等である。TEG の最終報告書では地域ごとに建物の一次エネルギー需要量の上位 15%とされていたが、細則案では建物のエネルギー性能を示す EPC（Energy Performance Certificate）においてクラス A となっている。現状、この EPC のクラス A を持つ建物は EU 域内でも非常に少なく、クラス A の建物がほとんどない国もあり、地域ごとの差が著しいという報告もある⁵。この変更点を巡っ

² 開示規制については、吉井一洋、鈴木利光、藤野大輝「進む EU サステナブル・ファイナンスの制度改正」（『大和総研調査季報』2020 年新春号（Vol. 37）、pp. 14-27）や、鈴木利光「EU 金融機関等のサステナビリティ開示規制」（大和総研レポート、2020 年 7 月 2 日）を参照。

³ 具体的には、急速に拡大しているサステナブル投資や ESG 投資などに対する規律として、サステナブルであることの定義（タクソノミー）の明確化、金融市場の透明化などを通じて、SDGs やパリ協定の合意目標の実現、あるいは関連分野への民間投資を加速させることが期待されている。

⁴ 1 ページを参照。

⁵ The Buildings Performance Institute Europe “Energy Performance Certificates: Assessing their status and potential”（2020 年 3 月）

では、TEG のメンバーから疑念の声が上がっており⁶、細則案の公表後に行われたコンサルテーションにおいても多数の批判が寄せられている。

図表 3 細則案におけるセクター別の経済活動数

セクター名	経済活動数	
	緩和	適応
農林	8	8
環境保護・修復	1	1
製造	16	16
エネルギー	25	25
水供給、下水・廃棄物処理等	12	12
輸送	17	17
建設・不動産	7	7
情報技術	2	3
専門・科学技術	2	2
金融・保険	-	2
教育	-	1
健康・社会福祉	-	1
芸術・エンターテインメント	-	3
合計	90	98

(出所) European Commission “Draft delegated regulation Annex – Ares(2020)6979284” (2020 年 11 月 20 日) より大和総研作成

図表 4 建物の取得・所有における基準（気候変動緩和に寄与する場合）

TEGの最終報告書	細則案
・ 2020年12月31日より前に建設された建物の取得運用の一次エネルギー需要の観点から、現地の既存建物の上位15%以内である必要がある。 ・ なお、建物パフォーマンスは、kWh / m2yで表す。EPCなどの認証スキームは、特定のレベル（EPC A など）が現地の建物の上位15%内にあることを明確に示すための適切なデータが利用可能な場合に、適格性の証拠として使用できる。 ・ TEGは、各現地建物の上位15%のパフォーマンスに対応する閾値値を定義するために、データを収集および分析するため、さらに作業を行う必要があることを認識している。例えば、建物全体のEPCの分布など。 ・ 2020年12月31日以降に建設された建物の取得経済活動Construction of new buildingsを参照。 ・ 大規模な非住宅用建物（年限は関係なし）追加の要件（エネルギー管理を通じた効率的な建物の運用）を満たす必要がある。	・ 2020年12月31日より前に建設された建物の取得少なくともエネルギー性能証明書（EPC）クラスA。 ・ 2020年12月31日以降に建設された建物の取得別の経済活動であるConstruction of new buildingsを参照。 ・ 大規模な非住宅用建物（年限は関係なし）エネルギー性能の監視と評価を通じて効率的に運用を行う。

(注) 気候変動緩和以外の環境目的における DNSH は省略。

(出所) European Commission “Draft delegated regulation Annex – Ares(2020)6979284” (2020 年 11 月 20 日) より大和総研作成

⁶ Environmental Finance “EU Taxonomy has ‘messed up’ buildings criteria” (2020 年 11 月 27 日)

3. 今後のスケジュール

2021 年は EU タクソノミーに関する動きが活発化することが見込まれる。

まず、気候変動緩和と気候変動適応の細則案の修正が挙げられよう。2021 年 3 月 19 日に EU タクソノミーに関する技術検討組織ともいえる Platform on Sustainable Finance⁷がレポートを公表した。同年 1 月に欧州委員会が回答を求めた質問事項⁸に対してレポートニングされたものであり、この中では、いわゆる低炭素経済への移行に寄与する企業の取り組みに対するタクソノミー上の扱いや、タクソノミー関連法案と他の EU サステナブル行動計画に係る規則・指令との整合性などについての見解・助言が示されている。気候変動緩和と気候変動適応については 2022 年 1 月から適応される予定であるため、上述のレポートやコンサルテーションでの意見等を踏まえて、2021 年末までに修正・採択される見込みである。

次に、原子力発電の扱い、社会面でのタクソノミー、ブラウン分類⁹の創設といった、議題として挙がっていたが細則案では言及がなかった、今まで「棚上げ」されていた論点の整理である。原子力発電については、欧州委員会が JRC (Joint Research Centre) へ調査を委任しており、2021 年までに調査結果が公表される予定である。社会面の考慮やブラウン分類については、TEG の最終報告書にて提言されていた内容であり、2021 年までに両者の考慮の可否がレポートニングされることとなっている。

最後は、その他 4 つの環境目的¹⁰の細則案の公表である。国際的にも気候変動関連の議論が先行しており、サーキュラーエコノミーや生物多様性といった分野は議論が進んでいるとはいい難く、タクソノミーにおいても閾値等の設定に時間を要すると考えられる。気候変動緩和等に寄与するとした場合の DNSH でその他 4 つの環境目的に関連する閾値等が示されてはいるものの、これは遵守すべきミニマムスタンダードを表しているにすぎない。また、EU グリーンディールにて関連する政策等により国・地域としての目標は公表されているが、これを経済活動へ適用させることは並大抵でない。公表される閾値等が DNSH と同等の基準である場合は、環境目的ごとに細則案を議論する意義はないため、少なくとも経済活動における環境目的への寄与とは何を指すのかといった適切な定義の提案に加えて、環境目的ごとに CO₂ 排出量のような測定可能な指標が提示されることを期待したい。

EU タクソノミーを巡っては、EU 域内を対象とする制度にもかかわらず、今や国際的な議論にまで波及している。先進的な試みであるため、国際的なスタンダードに至らず、議論の「たたき台」の域を出ない可能性はあるが、議論の出発点となることは間違いないだろう。2021 年は EU タクソノミーの概形が決まる重要な期間であるため、今後の動向に留意する必要があるだろう。

⁷ TEG (Technical Expert Group) の後継に相当する組織。

⁸ European Commission “Commission request to the EU Platform on sustainable finance to provide advice on financing transition” (2021 年 1 月 18 日)

⁹ 詳細は、田中太介「新タクソノミーで提唱された“brown”の定義」(大和総研レポート、2020 年 5 月 8 日)を参照。

¹⁰ 水・海洋資源の持続可能な利用および保護、サーキュラーエコノミーへの移行(廃棄物の抑制や再利用を含む)、汚染の防止と管理、健全な生態系システムの保全に関する細則案(閾値等)は 2021 年 12 月までに採択される予定である。